

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

沖縄厚生年金 事案 379

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成3年7月は20万円、同年8月は19万円、同年9月は20万円、4年7月から同年9月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から同年10月1日まで
② 平成4年7月1日から同年10月1日まで

申立期間①及び②について、厚生年金保険記録の標準報酬月額と、実際に給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額が相違しているの
で、控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成3年7月は20万円、同年8月は19万円、同年9月は20万円、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が、給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 10 月まで
③ 昭和 59 年 5 月から 60 年 5 月まで
④ 昭和 60 年 6 月から 61 年 6 月まで
⑤ 昭和 61 年 7 月から 62 年 7 月まで
⑥ 昭和 62 年 8 月から平成元年 8 月まで
⑦ 平成元年 10 月から同年 12 月まで
⑧ 平成 2 年 3 月から同年 6 月まで
⑨ 平成 3 年 12 月から 4 年 12 月まで
⑩ 平成 5 年 2 月から 6 年 2 月まで
⑪ 平成 6 年 3 月から 7 年 3 月まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社、申立期間④はD社、申立期間⑤はE社、申立期間⑥はF社、申立期間⑦はG社、申立期間⑧及び⑪はH社、申立期間⑨及び⑩はI社において勤務していた。申立期間①から⑤まで、⑨及び⑩は申立事業所から海外に派遣されて勤務し、申立期間⑥、⑦、⑧及び⑪は申立事業所から国内の別の事業所に派遣されて勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑪までについて、J市は、全期間を通じて、申立人が国民健康保険に加入していた旨回答している。

申立期間①について、A社から提出された申立人に係る給料台帳により、申立人は、昭和 57 年 9 月 18 日から 58 年 4 月 2 日まで、海外に派遣されて勤務していたことは確認できるものの、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

また、A社は、「海外に派遣した者は、契約社員であり、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

申立期間②について、B社は、海外に派遣した者の厚生年金保険の取扱いについて、適用要件を満たす従業員については、加入させていた旨回答しているものの、申立人について、同社は、「申立人が在籍していたことが確認できる資料は無く、在籍を確認することはできなかったが、当社には申立期間当時、厚生年金基金があり、申立人が当該基金に加入していた記録は無い。」と回答している。

申立期間③について、C社は、「申立期間当時、海外に派遣されていた社員に聞いたところによると、申立人のことを覚えており、同社員は、『申立人は社員ではない。』と話している。また、当社では申立期間当時の社員名簿を保管しており、当該名簿に申立人の名前が無いことから、申立人は当社の社員ではなかった。当社では、社員は全員厚生年金保険に加入させていたが、申立人は、当社の直接雇用の従業員ではなく、一人親方（個人事業主）であったと考えられ、一人親方は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は、申立期間③のうち、昭和60年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録により、申立人は昭和59年7月14日から60年2月16日まで、「K事業所」に勤務していたことが確認できるところ、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

申立期間④について、D社は、海外に派遣した者の厚生年金保険の取扱いについて、「海外赴任前の資格を継続させているので、当社の社員であれば、厚生年金保険に加入させたままである。」と回答しているものの、申立人について、同社は、「当社は、社員の厚生年金保険の資格取得届等を全て保管しているため、それに名前が無いということは、申立人を厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、D社が加入しているL健康保険組合は、「当組合は、申立期間の資格の得喪簿を全て保管しており、当該得喪簿に申立人の氏名が確認できないことから、申立人については当組合に加入の届出がなかったと考えられる。また、D社において、厚生年金保険に加入しているのであれば、当組合にも加入していたことになる。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間④のうち、昭和60年6月から同年9月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑤について、E社は、「当社は、社会保険関係の書類（資格取得届等）を全て保管しており、それに申立人の氏名の記載がないので、申立人を社会保険に加入させていない。申立期間当時、海外において仕事があれば社員以外の外注業者を雇い入れており、当該者については、海外労災保険及び海外傷害保険は加入させていたが、社会保険には加入させていなかった。」と述べている。

申立期間⑥について、申立人が所持しているF社が発行した国内の別の事業所に入門できる通門証により、期間の特定はできないものの、申立人は同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社が加入していたM健康保険組合は、「現存する資料を確認したが、申立人の氏名を確認することはできなかった。F社で厚生年金保険

に加入していれば、当組合においても健康保険に加入していたことになる。」と回答している。

申立期間⑦について、申立人が所持している業務委託契約書により、期間の特定はできないものの、申立人はG社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、G社は、「申立人は当社の社員ではないため、当社から給与を支払っていなかった。」と回答している。

また、申立人をG社に派遣した派遣元のN社は、「当社はG社と業務委託契約を締結し、その業務を個人事業主である申立人に業務委託したと考えられ、個人事業主に業務を委託した場合、当該者は厚生年金に加入させていない。」と回答している。

申立期間⑧及び⑩について、H社は、既に解散しており、業務を引き継いだ事業所も無いことから、グループ会社であるO社に照会したものの、回答が得られない。

また、H社が加入していたP健康保険組合は、「当組合は、申立期間の台帳を全て保管しており、同台帳では申立人の氏名を確認することができないため、申立人は当組合に加入していなかった。また、厚生年金保険に加入していれば、当組合に加入している。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間⑩において、国民年金保険料の申請免除期間となっている。

申立期間⑨及び⑩について、I社は、「海外に派遣した者の厚生年金保険の取扱いについては、厚生年金保険の加入の要件を満たしていれば加入させている。しかし、申立人は当社の社員ではないため、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は、申立期間⑨のうち、平成3年12月から4年3月までの期間及び申立期間⑩のうち、5年4月から6年2月までの期間、国民年金保険料の申請免除期間となっている。

このほか、申立人が各申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 56 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 平成 2 年 1 月 1 日から 5 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①においてはA事業所に、申立期間②及び③においてはB事業所に事務職員として勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では、各申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与と相違しているため、実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所は既に閉鎖されており、同事業所の元事業主は、申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる貸金台帳等の書類は保有していない上、複数の同僚からも、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、オンライン記録によれば、A事業所において事務職員として勤務していたとする申立人の標準報酬月額は、事業主及び建築設計士の同僚に次ぐ額となっていることが確認でき、申立事業所に係る被保険者原票（マイクロフィルム）に記載された標準報酬月額とも一致している上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も見当たらない。

申立期間②及び③について、B事業所は既に閉鎖されており、同事業所の元事業主は、申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる貸金台帳等の書類は保有していない上、複数の同僚からも申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、オンライン記録によれば、B事業所において事務職員として勤務していたとする申立人の標準報酬月額は、事業主及び建築設計士の同僚に次ぐ額となっていることが確認でき、同事業所に係る被保険者原票（マイクロフィルム）に記載された標準報酬月額とも一致している上、申立人の標準報酬月額が遡及

して訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、各申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 11 月 1 日から 20 年 6 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が当時受け取っていた給与額と比べて低いものとなっているので、標準報酬月額を給与に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は全て9万8,000円とされているところ、申立人が保管するA社における給与明細書によれば、申立期間において申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に該当する報酬月額を上回る14万円から17万円ほどの給与が支給されていることが確認できる。

また、申立人の給与振込先銀行口座の預金通帳の記録によれば、申立期間のうち、平成17年11月から18年8月までについては、社会保険料等控除後の差引給与支給額が、12万円から15万円ほどであったことが確認できる。

しかしながら、上述の給与明細書によれば、申立期間において給与から控除されている厚生年金保険料の額は、国（厚生労働省）が記録している標準報酬月額（9万8,000円）から算出された額であり、給与支給総額から算出された額ではないことが確認できる。

これらのことから、A社は、申立人に支払った給与支給額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たと推認され、また、厚生年金保険料については、国に記録されている標準報酬月額から算出した額を申立人の給与から控除していたと認められる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 40 年 2 月まで
② 昭和 40 年 3 月から同年 5 月まで

私は、申立期間①においては、A事業所に同郷の同僚と一緒に勤務し、申立期間②においては、B事業所に勤務していたが、国（厚生労働省）から、各申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。しかし、それぞれの事業所に勤務していたことは事実なので、各申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した日記帳の記録から、申立人が申立期間①においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所から提出された社会保険等加入者の一覧表によれば、申立人の氏名は見当たらない上、申立人が氏名を挙げた同僚は、同社に入社してから約9か月後の昭和40年5月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該同僚以外の同僚についても同社に入社してから数か月後に同被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A事業所の事務担当者は、「現在は、乗務員として採用した者の中には、実際に乗務する前の研修期間又は見習い期間中に出社して来なくなる者もいるので、研修等の期間満了後、初乗務の日に社会保険等に加入させている。当時も同様の状況であったと思う。」と述べている。

さらに、前述の日記帳には、申立期間①の給与の支給額は記載されているものの、社会保険料控除額は記載されていないため確認することができない上、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、ほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人が提出した日記帳の記録から、申立人が申立期間②においてB事業所に勤務していたことが認められ

る。

しかしながら、B事業所の事務担当者は、「当時の経営者も代わり、人事記録等の関係書類は保管されていないが、当時から在籍している乗務員から、当時、会社は3か月の試用期間を経て厚生年金保険に加入させていたと聞いている。」と述べている上、同僚は、「申立人と同じ姓であるC出身者に見習い期間の指導をしたが、数か月で辞めてしまった。当時、会社は、試用期間の終了後に社会保険に加入させていた。同人は、会社が社会保険に加入させる前に辞めてしまったのではないか。」と述べている。

また、前述の日記帳には、申立期間②の給与の支給額は記載されているものの、社会保険料控除額は記載されていないため確認することができない上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について記憶は定かでは無く、ほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 2 月 1 日から 12 年 8 月 1 日まで
② 平成 12 年 8 月 3 日から同年 9 月 16 日まで
③ 平成 12 年 9 月 19 日から 15 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①及び③はA社で、申立期間②はB社で働いていたが、国（厚生労働省）に記録されている厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、預金通帳に記録されている給与振込額よりも低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与額に見合う金額に記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人が所持する預金通帳から、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与が申立人に振り込まれていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①及び③において、C厚生年金基金が保管する申立人に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

また、A社の元事業主は、「申立期間①及び③当時、保険料が高すぎて社会保険事務所（当時）に支払えないので、本来の標準報酬月額より低い額を社会保険事務所に届け出た。その届け出た標準報酬月額に基づいて保険料を控除し、控除した金額を社会保険事務所に納付していた。」と回答している。

さらに、D市から提出された申立人に係る平成 11 年分から 14 年分の「課税台帳照会」及びE村から提出された申立人に係る 15 年分の「所得証明書」に記載されている社会保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した保険料額の方が、申立人の主張する給与額から算出した保険料額よりも

近い額となっている。

申立期間②について、申立人が所持する預金通帳から、オンライン記録の標準報酬月額より高額の給与が申立人に振り込まれていたことが確認できる。

しかしながら、B社が保管するC建設業厚生年金基金に提出した申立人に係る「厚生年金基金加入員資格取得確認および報酬標準給与決定通知書」及び「厚生年金基金加入員資格喪失通知書」の標準報酬月額並びに同基金が保管する申立人に係る厚生年金基金の標準報酬月額の記録は、全てオンライン記録と一致している。

また、B社は、申立期間の賃金台帳等はないため、申立人の厚生年金保険料の控除額等は不明である旨回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

さらに、D市から提出された申立人に係る「平成12年分の個人住民税の課税台帳」に記載されている社会保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した保険料額の方が、申立人の主張する給与額から算出した保険料額よりも近い額となっている。

このほか、各申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。